

屋外広告物法（以下「法」という。）第7条第4項の規定に基づき除却した屋外広告物等を、法第8条第1項の規定により保管していますので、法第8条第2項の規定により、京都市屋外広告物等に関する条例第39条の2第1項に規定する以下の事項を公告します。

平成28年11月21日

京都市長 門川 大作

1 除却した屋外広告物等

除却した日	設置されていた場所		除却した数量			保管を開始した日
	行政区名	町名	はり札等	広告旗	立て看板等	
平成28年10月5日	伏見区	桃山町正宗	3	—	—	平成28年10月5日
		小栗栖小阪町	4	—	—	
		石田大受町	—	—	4	
平成28年10月13日	北区	大宮北箱ノ井町	2	—	—	平成28年10月13日
	右京区	西京極南大入町	—	—	1	
		西京極野田町	—	1	1	
	南区	上鳥羽藁田	1	—	—	
		上鳥羽南塔ノ本町	1	—	—	
平成28年10月20日	右京区	西院西淳和院町	—	—	1	平成28年10月20日
平成28年10月24日	伏見区	桃山南大島町	3	—	—	平成28年10月24日
		桃山町正宗	1	—	—	
		深草大亀谷岩山町	—	—	1	

2 保管の場所

京都市伏見区竹田中川原町4番地

3 連絡先

京都市都市計画局広告景観づくり推進室

電話：075-708-7645

(都市計画局広告景観づくり推進室)